

# 株 主 各 位

証券コード 9249  
2025年12月9日  
(電子提供措置の開始日2025年12月2日)

愛知県一宮市本町二丁目2番2号  
JES一宮ビル

**日本エコシステム株式会社**  
代表取締役社長 松 島 穎

## 第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.jp-eco.co.jp/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年12月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月24日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）

2. 場 所 愛知県一宮市栄三丁目1番2号

尾張一宮駅前ビル（i-ビル）2階大会議室

3. 目的事項

報告事項

- 1 第28期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第28期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

- 
- 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合には、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jp-eco.co.jp/ir/library/meeting/>）及び東証ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
    - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」
    - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
    - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権の行使についてのご案内

## ■ 事前に議決権を行使いただく場合



### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご確認のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限 2025年12月23日（火曜日）午後5時30分まで**

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限 2025年12月23日（火曜日）午後5時30分必着**

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

**開催日時 2025年12月24日（水曜日）午前10時**

### ① ご注意事項

- ・インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合、インターネットを有効な議決権としてお取り扱いします。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

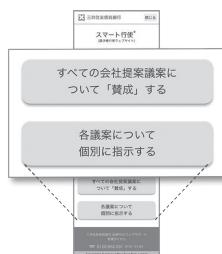
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

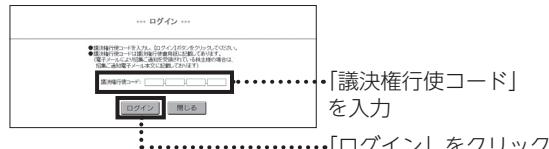
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」  
をクリック

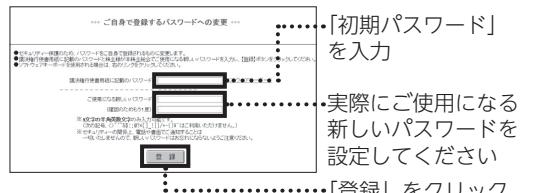
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業領域の拡大及び多様化に対応するため現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 2025年2月14日開催の取締役会決議により、2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことに伴う発行済株式総数の増加を勘案し、現行定款第6条に規定する当社の発行可能株式総数を2,000万株とするものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条(条文省略) 19. 労働者派遣事業	(目的) 第2条(現行どおり) 19. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,000万株</u> とする。

## 第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く）9名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

1

まつしま  
松島

みのる  
穂

(1973年8月27日生)

所有する当社の株式の数 …… 609,000株

取締役会への出席状況…… 18/18回(100%)

### 再任

#### [略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1992年4月 (株)日建エンジニアリング 入社  
1996年7月 (株)東亜ハイウェイガード 入社  
1998年11月 (有)エコシステム（現 当社）設立  
代表取締役社長  
2001年7月 日本エコシステム(株)に組織変更  
代表取締役社長（現任）  
2015年11月 サテライト一宮(株) 代表取締役  
2017年5月 日本ベンダーネット(株) 代表取締役  
2021年4月 学校法人聖徳学園 評議員（現任）

2022年11月 (株)A V A N T I A 社外取締役（現任）

2023年1月 葵電気工業(株) 代表取締役

2023年10月 O T S(株) 代表取締役（現任）

### 選任理由

当社代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有し、引き続き当社の経営への貢献が期待されることから取締役候補者といたしました。

2

なか  
むら  
中村せい  
いち  
成一

(1967年2月28日生)

所有する当社の株式の数 ..... 42,900株  
 取締役会への出席状況 ..... 18/18回(100%)

再任

## [略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1989年4月	名古屋トヨペット(株) 入社	2019年12月	中央警備保障(株) 取締役 (現任)
1992年10月	中部ファミリーマート(株) 入社	2020年1月	当社 専務取締役環境事業担当
1993年4月	(株)東亜ハイウェイガード 入社	2020年12月	(株)ワンズライフ 取締役 (現任)
2000年12月	(有)エコシステム (現 当社) 入社	2023年10月	当社 専務取締役交通インフラ事業
2002年7月	当社 取締役		担当 (現任)
2012年11月	JESテイコク(株) 取締役 (現任)	2025年4月	J e s 東海通建(株) 取締役 (現任)
2017年5月	当社 専務取締役道路グループ担当 (現 交通インフラ事業)		

## 選任理由

当社取締役として環境事業及び交通インフラ事業を中心とした豊富な経験に基づき、引き続き当社の経営への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

3

おく  
むら  
奥村やす  
のり  
泰典

(1965年6月16日生)

所有する当社の株式の数 ..... 39,900株  
 取締役会への出席状況 ..... 18/18回(100%)

再任

## [略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1987年4月	オスカーエレクトロニクス(株) (現 オスカーグループ (株)) 入社	2019年12月	当社 常務取締役ファシリティ事業 担当 (現任)
2003年10月	オスカーエレクトロニクス(株) 取締役	2022年12月	オー・ティー・エス技術サービス(株) (現 O T S (株)) 代表取締役 (現任)
2011年10月	当社 取締役	2025年10月	JESファシリティーズ(株) 専務取締役 (現任)
2017年5月	日本ベンダーネット(株) 取締役 (現任)		
2018年12月	サテライト一宮(株) 代表取締役		

## 選任理由

当社取締役としてファシリティ事業を中心とした豊富な経験に基づき、引き続き当社の経営への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

4

うち  
だ  
内田あつし  
敦

(1973年3月7日生)

所有する当社の株式の数 ……… 42,900株

取締役会への出席状況…… 18/18回(100%)

再任

## [略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1991年4月	(株)森吉倉庫 入社	2023年9月	(株)興電社 取締役 (現任)
1996年8月	宮田毛織工業(株) 入社	2023年12月	(株)テッククリエイト 取締役 (現任)
1998年11月	(有)エコシステム (現 当社) 入社		当社 取締役グループ会社事業推進、交通インフラ事業担当 (現任)
2004年6月	当社 取締役		
2017年5月	当社 取締役道路保全部長		
2019年10月	当社 取締役施設保全部長		
2019年12月	中央警備保障(株) 取締役 (現任)		
2020年1月	当社 取締役道路グループ担当 (現 交通インフラ事業)		
2020年10月	(有)ぼくんちオジカオート (現 J E S モビリティサービス(株)) 代表取締役 (現任)		

## 選任理由

当社取締役として交通インフラ事業を中心とした豊富な経験に基づき、引き続き当社の経営への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

5

いの  
う  
稻生あつ  
ひこ  
篤彦

(1971年3月29日生)

所有する当社の株式の数 ……… 19,800株

取締役会への出席状況…… 18/18回(100%)

再任

## [略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1996年10月	酒井会計事務所 入所	2017年7月	当社 取締役管理本部担当 (現任)
2000年10月	監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所	2023年10月	OTS(株) 監査役 (現任) J E S モビリティサービス(株) 取締役 (現任)
2017年4月	当社 入社 管理本部長	2024年2月	J E S 総合研究所(株) 監査役 (現任)
2017年5月	日本ベンダーネット(株) 監査役 (現任)	2025年10月	JESファシリティーズ(株) 監査役 (現任)

## 選任理由

当社取締役として管理本部を統括してきた実績に基づき、引き続き当社への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

6

たき もと ゆう じ  
瀧本 裕二 (1975年9月30日生)

所有する当社の株式の数 ..... 6,900株  
取締役会への出席状況 ..... 17/18回(94%)

再任

## [略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1998年4月 本多金属工業(株)入社  
2012年9月 当社 入社  
2012年11月 J E S テイコク(株) 取締役

2019年12月 当社 執行役員  
J E S テイコク(株) 代表取締役(現任)  
2023年12月 当社 取締役環境事業担当(現任)

## 選任理由

当社取締役として環境事業を中心とした豊富な経験に基づき、引き続き当社の経営への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

7

すぎ と とし ゆき  
杉戸 俊之 (1972年1月9日生)

所有する当社の株式の数 ..... 3,900株  
取締役会への出席状況 ..... 18/18回(100%)

再任

社外

## [略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1998年4月 五藤経営会計事務所  
(現 税理士法人大樹) 入所  
2008年8月 税理士法人大樹に組織変更  
社員

2019年12月 当社 社外取締役(現任)  
2022年9月 税理士法人大樹 代表社員(現任)

## 選任理由及び期待される役割の概要

長年にわたり税理士として財務及び会計に携わりながら、法人経営で培われた経営者としての経験や見識を保有しているほか、この方面で豊富な経験と高い専門性を有していることから、当該期待役割に沿った有益な発言を行っていただきしており、引き続き当社のガバナンス体制の強化に資することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

再任

社外

## [略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1970年10月	(株)日本経済新聞社 入社	2011年3月	(株)フィスコ 監査役
1972年3月	秋本特許事務所 入所	2012年2月	AWSG PTE. LTD. 取締役 (現任)
1973年7月	(株)プロテック設立 常務取締役	2014年9月	J-DESK PREMIUM PTE. LTD. MANAGING DIRECTOR
1980年1月	ジャパン・アーチスト(株)設立 常務取締役	2016年12月	Aburiya Pte. Ltd. Director ( 現任)
1999年11月	経営コンサルタント開業	2020年4月	Sanpo SG Pte. Ltd. Director (現任)
2000年6月	日本エンジエルズ・インベストメント(株) 取締役	2022年4月	サンゲイ・イノベーション(株) 監査役 (現任)
2003年4月	東京工業大学客員教授 (現 特任教授)	2022年12月	当社 社外取締役 (現任)
2005年4月	独立行政法人産業技術総合研究所 ベンチャー支援室 着任		
2007年3月	(株)フィスコ 取締役		
2009年9月	一般社団法人実践コーポレート・ガバナンス研究会設立 理事		

## 選任理由及び期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験や海外経験、事業計画策定における支援実績により、2022年12月より当社社外取締役に就任し、当社のM&Aやグループ経営等に関する助言・監督、中期経営計画の策定支援、財務分析の強化、海外戦略の立案支援、その他社外役員の立場から常務会に参加し意見を行う等、取締役として十分な役割を果たしております。今後においても、その幅広い知識・経験等を活かして、当社グループの経営判断に必要な助言を行い、経営の監督に貢献することが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

9

い  
と  
うふ  
み  
こ

伊東 史子

(1959年6月13日生)

所有する当社の株式の数 ……

0株

取締役会への出席状況…… 18/18回(100%)

再任

社外

## [略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1983年4月	(株)サイマル出版会 入社	1990年4月	クラマタデザイン事務所 入所
1984年8月	(株)フォトキシモト 入社	1991年7月	国際コーディネーター(個人事業主)として活動
1985年1月	(株)福武書店 入社 (現 (株)ベネッセコーポレーション)	2003年6月	(有)パックス設立 代表取締役(現任)
1985年8月	(株)ヴィクトリア 入社	2022年12月	当社 社外取締役(現任)

## 選任理由及び期待される役割の概要

デザイナー、コーディネーターとしてイタリアにてコーディネーション業務等の豊富な経験と専門知識を有し、国際性に加え、企業経営者としての豊富な経験を有しております、その幅広い知識・経験等を活かして、引き続き当社グループの経営判断に必要な助言や、女性活躍推進の知見からの監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 当社は、瀧本裕二氏が代表取締役を務めるJ E S テイコク株式会社との間に修理・保全業務等の取引があります。他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉戸俊之、田野好彦及び伊東史子の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 杉戸俊之、田野好彦及び伊東史子の各氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、杉戸俊之氏は6年、田野好彦氏は3年、伊東史子氏は3年となります。
4. 当社は、杉戸俊之、田野好彦及び伊東史子の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、独立役員としての指定を継続する予定であります。
5. 当社は、杉戸俊之、田野好彦及び伊東史子の各氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、任期中に同内容で当該保険契約を更新する予定であります。

## 第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1

かめ

やま

なお

と

亀山 直人

(1963年5月29日生)

所有する当社の株式の数 ………… 12,000株

取締役会への出席状況 ………… 18/18回(100%)

監査等委員会への出席状況 …… 13/13回(100%)

### 再任

#### [略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1982年 4月	オスカーレーベル(株) (現 オスカーレーベル(株)) 入社	2020年12月	(株)ワズライフ 監査役
2003年10月	オスカーレーベル(株) 設立 代表取締役	2022年 6月	(株)日新ブリッジエンジニアリング監 査役
2011年10月	当社 常務取締役	2022年12月	オー・ティー・エス技術サービス(株) (現 O.T.S(株)) 監査役
2017年 5月	当社 常務取締役環境グループ担当	2023年 1月	桑電気工業(株) 監査役 (現任)
2019年10月	当社 監査役	2025年 4月	(株)三進 監査役 (現任)
2019年12月	当社 取締役・常勤監査等委員 (現 任) 中央警備保障(株) 監査役 (現任)		

#### 選任理由

当社取締役として経営全般に関する豊富な業務経験と幅広い見識に基づき、経営全般の監視と有効な助言を得るべく、これまでの監査等委員としての実績を踏まえて、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。

再任

社外

### [略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1980年4月 (株)大垣共立銀行 入行  
 1998年4月 大阪大学 入職  
     大学院国際公共政策研究科助手  
 1999年4月 摂南大学 入職  
     経営情報学部助教授

2005年4月 大阪府立大学 入職 経済学部教授  
 2010年4月 岐阜聖徳学園大学 入職  
     経済情報学部教授 (現任)  
 2019年12月 当社 社外取締役・監査等委員 (現任)

### 選任理由及び期待される役割の概要

日本経済論を学術的に研究する大学教授としての豊富な経験と高い専門性を有しております。また、2019年12月より当社の社外取締役・監査等委員として大所高所からコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただいております。

同氏は企業経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、今後においても長年にわたる豊富な経験と高い専門性を生かした的確な助言を通じて、更なるコーポレート・ガバナンス強化への貢献が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

3

みなみ  
南よし　たか  
善隆 (1982年7月21日生)所有する当社の株式の数 ..... 1,800株  
取締役会への出席状況 ..... 18/18回(100%)  
監査等委員会への出席状況 ..... 13/13回(100%)

再任

社外

## [略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

2009年12月	弁護士法人愛知総合法律事務所 入所	2020年1月	名古屋シティ法律事務所 入所
2018年10月	名古屋家庭裁判所家事調停官	2023年4月	グーティア弁護士法人設立
2019年12月	当社 社外取締役・監査等委員(現任)		代表弁護士(現任)

## 選任理由及び期待される役割の概要

長年にわたり弁護士として活動し、契約取引や企業法務、コンプライアンス等において豊富な法務経験と専門知識を有するとともに、弁護士法人にて代表弁護士として経営に従事されている経験から、コンプライアンス対応や経営全般の監督に寄与していただいております。

今後においても弁護士及び経営者としての見識を生かした的確な助言を通じて、更なるコーポレート・ガバナンス強化への貢献が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 加納正二及び南善隆の両氏は社外取締役候補者であります。  
 3. 加納正二及び南善隆の両氏は、現在当社の社外取締役であり、両氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ6年であります。  
 4. 当社は加納正二及び南善隆の両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出しており、両氏の再任が承認された場合、独立役員としての指定を継続する予定であります。  
 5. 当社は、加納正二及び南善隆の両氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。  
 6. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に同内容で当該保険契約を更新する予定であります。

以上

<ご参考>

## ■ 取締役のスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成並びに専門性は、以下のとおりです。

氏名	当社における地位	企業経営・ 経営戦略	財務会計	リスク管理	M&A	サステナビリティ・ ESG
松島 穩	代表取締役社長	○		○	○	○
中村 成一	専務取締役	○		○	○	○
奥村 泰典	常務取締役	○		○	○	
内田 敦	取締役	○		○	○	
稻生 篤彦	取締役		○	○	○	
瀧本 裕二	取締役	○		○	○	
杉戸 俊之	独立社外取締役	○	○		○	
田野 好彦	独立社外取締役	○	○	○	○	
伊東 史子	独立社外取締役	○				○
亀山 直人	取締役 常勤監査等委員	○		○		
加納 正二	独立社外取締役 監査等委員		○	○		○
南 善隆	独立社外取締役 監査等委員	○		○	○	

(注) 各取締役に特に期待する知識・経験・能力であり、取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

# 事 業 報 告

( 2024年10月1日から)  
( 2025年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用や所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調を維持しているものの、米国の通商政策の影響や物価上昇・金融資本市場の変動等の影響が我が国の景気を下押しするリスクによって先行きが不透明な経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは「交通インフラ事業」にて収益基盤を構築、事業の裾野を拡大し、「ファシリティ事業」による事業規模の拡大、これらの技術、収益を基盤にして「環境事業」を推進するべく取り組んでまいりました。

また、当社グループ成長戦略としてM&A・人材強化等の成長投資並びに株主還元施策の実施を積極的に行った結果、販売費及び一般管理費が前連結会計年度に引き続き増加いたしました。なお、当連結会計年度のM&A実績は、株式取得により2024年10月にベニクス株式会社、2025年2月に株式会社宇佐美松鶴堂、2025年4月にJ e s 東海通建株式会社及び株式会社三進の4社をグループ化いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高11,261百万円（前期比121.1%）、営業利益437百万円（前期比57.5%）、経常利益468百万円（前期比58.3%）、親会社株主に帰属する当期純利益301百万円（前期比48.7%）となりました。

セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた事業セグメントである経営コンサルティングに関わる事業、不動産売買・賃貸等不動産等に関わる事業について「アセットマネジメント事業」に含め、システム保守業務、AI技術を活用したICTソリューションの提供に関わる事業については「ファシリティ事業」に含めて表示しております。

この変更は賃貸等不動産の取得によりセグメント資産の量的重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更したことによるものであります。

#### <ファシリティ事業>

ファシリティ事業におきましては、大規模展示会、テレビスタジオなど幅広い場面で利用される防炎合板・各種合板の加工製造・販売に関する事業及び全熱交換機、空調給排水衛生設備の設計・施工・保守メンテナンスに関する事業並びに公営競技場におけるトータリゼータシステムの設計・製造・販売・機器設置・メンテナンスに関わる事業やAI（人工知能）による競輪予想サービス・警備・清掃等の運営業務に関する事業を行っております。

当連結会計年度においてグループ化いたしましたベニクス株式会社は、防炎合板・各種合板の加工製造・販売をとおして、業績に寄与いたしました。一方で、空調給排水衛生設備及び公営競技案件の期ずれ等によりセグメント利益は減少となりました。

以上の結果、セグメント売上高（外部売上高）は5,194百万円（前期比113.6%）、セグメント利益は505百万円（前期比73.6%）となりました。

#### <環境事業>

環境事業におきましては、排水浄化処理・水循環に関する事業及び再生可能エネルギー発電設備の設計・施工・保守等に関する事業並びに自社設備による売電に関わる事業を展開しております。当連結会計年度において排水浄化処理及び水循環に関する事業並びに再生可能エネルギー発電設備の受注工事についてともに順調に推移いたしました。

以上の結果、セグメント売上高（外部売上高）は1,307百万円（前期比125.1%）、セグメント利益は294百万円（前期比181.0%）となりました。

### <交通インフラ事業>

交通インフラ事業におきましては、高速道路を中心とした道路エンジニアリング・道路メンテナンス事業、公共工事を中心とした建設コンサルタント事業、大手キャリアを中心とした携帯電話無線基地局工事等の電気通信事業を展開しております。当連結会計年度において主要顧客である高速道路運営事業者からの電気通信設備・構造物の点検・保守、高速道路の維持管理等の業務が順調に推移しました。一方で、当連結会計年度においてグループ化いたしましたJ e s 東海通建株式会社及び株式会社三進のM & Aによる仲介費用等により販売費及び一般管理費が増加いたしました。

以上の結果、セグメント売上高（外部売上高）は4,368百万円（前期比126.1%）、セグメント利益は717百万円（前期比92.1%）となりました。

### <アセットマネジメント事業>

アセットマネジメント事業におきましては、賃貸等不動産及び不動産売買に関わる事業、経営コンサルティングに関わる事業を展開しております。当連結会計年度において、新賃貸ビルの取得に伴う関連費用等の計上があつたためセグメント利益はマイナスとなりました。

以上の結果、セグメント売上高（外部売上高）は391百万円（前期比179.9%）、セグメント損失は19百万円（前年同期はセグメント損失0百万円）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3,520百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

（アセットマネジメント事業）日本エコシステム（株） J E S 一宮ビルの新設

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として、4,950百万円の調達を行いました。

## (4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

**(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**  
該当事項はありません。

**(6) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

- ① 当社は、2024年10月1日付で、ベニクス株式会社の全株式を取得し完全子会社化いたしました。
- ② 当社は、2025年2月28日付で、株式会社宇佐美松鶴堂の全株式を取得し完全子会社化いたしました。
- ③ 当社は、2025年4月1日付で、J e s 東海通建株式会社の全株式を取得し完全子会社化いたしました。
- ④ 当社は、2025年4月1日付で、株式会社三進の全株式を取得し完全子会社化いたしました。

**(7) 財産及び損益の状況**

**① 企業集団の財産及び損益の状況の推移**

区分	第25期 (2022年9月期)	第26期 (2023年9月期)	第27期 (2024年9月期)	(当期) 第28期 (2025年9月期)
売上高(千円)	7,220,655	7,577,563	9,301,846	11,261,332
経常利益(千円)	856,637	685,200	802,975	468,355
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	408,041	874,606	620,387	301,983
1株当たり当期純利益(円)	51.06	108.13	73.79	34.71
総資産(千円)	6,487,369	8,382,983	9,259,172	13,921,683
純資産(千円)	3,795,059	4,538,382	5,473,537	5,676,530
1株当たり純資産額(円)	462.31	550.72	621.05	640.33

(注) 1. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 第28期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第27期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第25期 (2022年9月期)	第26期 (2023年9月期)	第27期 (2024年9月期)	(当期) 第28期 (2025年9月期)
売上高(千円)	4,515,194	4,214,862	4,856,245	5,670,451
経常利益(千円)	490,774	290,348	302,755	344,800
当期純利益(千円)	259,787	459,546	219,100	341,735
1株当たり当期純利益(円)	32.51	56.82	26.06	39.28
総資産(千円)	4,581,933	5,150,380	7,572,819	13,404,336
純資産(千円)	3,349,883	3,654,586	4,189,121	4,413,871
1株当たり純資産額(円)	414.27	451.42	482.32	506.59

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、社会に貢献し必要とされ続ける会社の実現に向け、お客様への徹底的な「御用聞き」の姿勢に徹するとともに、オーガニック成長とM&Aの両面による事業成長を実現するため、以下の課題に取り組んでまいります。

### ① M&Aによるシナジー効果促進とグループ経営の効率化

M&Aによる事業規模の拡大や人材の拡充により、各グループ会社とのシナジー効果を促進して新たなサービスや事業の拡充を図ってまいります。また、グループ横断的な取り組みや人事交流を通じて連携を強化してまいります。グループ経営の効率化では、原価管理の強化や管理業務の集約による効率化に加え、働き方改革に向けた業務環境の改善についてもグループ全体で注力してまいります。

### ② 採用の強化

当社グループの主要事業であるインフラサービスの領域においては、高度技術を有する人材の確保が不可欠であります。質の高い多様な人材を確保すべく、グループ一括採用の実施やM&Aによる人材獲得を行ってまいります。また、社員の連携を活かしたリファラル採用を駆使し、国内のみならず海外を含めた多様な採用チャネルを強化してまいります。

### ③ 人材育成の強化

当社グループが300年企業を目指す上で、最も大切な資本が人材であるとの思いのもと、創業以来、技術者教育に力を入れてまいりました。特徴的な取り組みとしては、事業・グループ会社の枠を超えエンジニアを配置転換する「エンジニアエコシステム」を推進し、技術者が多様な現場経験を積む機会を提供しております。今後は、グループ全体で職種別研修や年次別研修制度を構築して人材教育を統一することで、グループ全社員の能力開発を拡充できるよう取り組んでまいります。

### ④ 海外展開の推進

当社グループが300年企業を目指す上で、海外市場に向けた事業展開を進めることも重要であると考えております。これについて当社を中心として米国の現地法人も含め、既存事業のみならず新事業創出も視野に入れた推進に取り組んでまいります。

### ⑤ 経営基盤の強化

経営基盤の強化では、事業基盤の強化、人材戦略、経営管理体制の強化を推進いたします。事業基盤の強化では、事業の成長と企業価値の向上に向けて、安全・品質管理の徹底、収益力の強化、施工体制の増強を実践してまいります。人材戦略では、人材の能力を最大限に引き出す人材育成、エンゲージメントの向上、ダイバーシティの推進、心理的安全性により、従業員が楽しく働く企業風土の醸成を目指します。経営管理体制の強化では、ガバナンス強化とリスク管理を徹底してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層ご支援賜りますようよろしくお願い申しあげます。

## (9) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

セグメント	主な事業内容
ファシリティ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防炎合板、各種合板の加工製造、販売に関わる事業</li> <li>・全熱交換器、空調給排水衛生設備の設計、施工、保守メンテナンスに 関わる事業</li> <li>・公営競技場、ネット投票サイト、AIによる競輪予想サービス等の運 営業務に関わる事業</li> <li>・公営競技場におけるTZS（注）の設計・製造・販売・機器設置・メン テナンスに関わる事業</li> </ul>
環境事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水浄化効率を促進させる製剤の研究開発、製造及び販売業務に關わ る事業</li> <li>・水循環システム、排水処理設備、アクアリウムのコンサルティング・ 企画・設計・施工・メンテナンスに關わる事業</li> <li>・産業用太陽光の再生可能エネルギー発電設備の設計、施工、保守等業 務並びに自社設備による売電に關わる事業</li> </ul>
交通インフラ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路を中心とした構造物点検、電気通信設備・ETC保守、交通管 制業務、道路照明灯保守等の道路エンジニアリングに關わる事業</li> <li>・高速道路を中心とした維持修繕業務、事故・災害復旧業務、雪氷対策 業務、土木業務、交通規制等の道路メンテナンスに關わる事業</li> <li>・公共工事を中心とした建設コンサルタント事業</li> <li>・大手キャリアを中心とした携帯電話無線基地局工事等の電気通信事業</li> </ul>
アセットマネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営コンサルティングに關わる事業</li> <li>・不動産売買、賃貸等不動産等に關わる事業</li> <li>・その他事業</li> </ul>

(注) TZSとはトータリゼータシステムの略称であり、公営競技における、オッズ（購入した馬券等が的中した際の戻り倍率）の表示、集計、投票券の発券、配当金の計算、払い戻しまでの一連の業務をコンピューターで一括処理するシステムのこととします。発券や払い戻しを行う機器を含め、業務に關わるコンピューターネットワークの総称です。

(10) 主要な事業所等 (2025年9月30日現在)

① 当社

名 称		所 在 地
本 社		愛知県一宮市
ジ オ 環 境 開 発 研 究 所		岐阜県羽島市
一 宮 事 業 所		愛知県一宮市
F U J I 1 3 8 O F F I C E		愛知県一宮市
岐 阜 事 業 所		岐阜県羽島市
岐 阜 事 業 所 新 館		岐阜県羽島市
各 務 原 事 業 所		岐阜県各務原市
浜 松 事 業 所		静岡県浜松市
豊 田 事 業 所		愛知県豊田市

② 主要な子会社

名 称		所 在 地
日本ベンダーネット株式会社		東京都千代田区
中央警備保障株式会社		岐阜県岐阜市
J E S テイコク株式会社		愛知県一宮市
株式会社ワンズライフ		岐阜県羽島市
J E S モビリティサービス株式会社		愛知県北名古屋市
株式会社日新ブリッジエンジニアリング		岐阜県岐阜市
O T S 株 式 会 社		愛知県一宮市
葵電気工業株式会社		愛知県名古屋市名東区
村川設備工業株式会社		愛知県一宮市
株 式 会 社 興 電 社		神奈川県中郡二宮町

名 称	所 在 地
株式会社テッククリエイト	石川県金沢市
株式会社工コベン	東京都杉並区
J E S 総合研究所株式会社	愛知県一宮市
ベニクス株式会社	愛知県名古屋市港区
J e s 東海通建株式会社	愛知県豊橋市
株式会社三進	岐阜県大垣市

## (11) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況 (2025年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
ファシリティ事業	144 [121]
環境事業	18 [8]
交通インフラ事業	217 [94]
アセットマネジメント事業	14 [0]
全 社 (共通)	36 [9]
合計	429 [232]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数(使用人兼務役員を含む)であります。  
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
 3. 臨時従業員には、準社員、契約社員、嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。  
 4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理本部の従業員であります。

### ② 当社の従業員の状況 (2025年9月30日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
162 [61]	40.5	6.6	5,676

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数(使用人兼務役員を含む)であります。  
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
 3. 臨時従業員には、準社員、契約社員、嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。  
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 5. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、正社員のみで算定しております。

## (12) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
日本ベンダーネット株式会社	93,600 千円	100.0 %	トータリゼータシステムに関連する機器の設計・製造・販売及びメンテナンス等
○ T S 株 式 会 社	15,000	100.0	トータリゼータシステムに関連する機器の開発・メンテナンス、公営競技の専用場外売場の運営業務
ベニクス株式会社	20,000	100.0	防炎合板、各種合板の加工製造、販売

## (13) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	1,340,750 千円
い ち い 信 用 金 庫	962,497
岐 阜 信 用 金 庫	789,533
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	731,747
尾 西 信 用 金 庫	673,720

(注) 借入残高には社債未償還残高を含めております。

## (14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

### 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 10,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,713,200株
- ③ 株主数 3,939名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
松 福 株 式 会 社	3,300,000 株	37.87 %
オ ク ヤ ホ ー ル デ イ ン グ ス 株 式 会 社	1,950,000	22.38
松 島 穂	609,000	6.98
太 洋 基 础 工 業 株 式 会 社	174,600	2.00
松 島 啓 晃	114,000	1.30
J E S 社 員 持 株 会	86,200	0.98
中 村 成 一	42,900	0.49
内 田 敦	42,900	0.49
株 式 会 社 ア ジ オ 力	41,800	0.47
奥 村 泰 典	39,900	0.45

(注) 持株比率は、自己株式(363株)を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行済株式の総数は5,808,200株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第1回新株予約権
新株予約権の数	41,100個
保有人数 取締役（監査等委員又は社外役員を除く） 社外取締役（監査等委員を除く） 監査等委員	5名 1名 3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 123,300株
新株予約権の発行価額	払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり 1,000円
新株予約権の行使期間	2022年9月1日から2030年8月18日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、上席執行役員、執行役員及び従業員並びに当社の子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし当社取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。その他の条件は「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

#### ② その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松島 穣	OTS株式会社 代表取締役 株式会社AVANTIA 社外取締役 学校法人聖徳学園 評議員
専務取締役	中村 成一	交通インフラ事業担当 中央警備保障株式会社 取締役 株式会社ワンズライフ 取締役 JESティコク株式会社 取締役 Jes 東海通建(株) 取締役
常務取締役	奥村 泰典	ファシリティ事業担当 OTS株式会社 代表取締役 日本ベンダーネット株式会社 取締役
取締役	内田 敦	グループ会社事業推進、交通インフラ事業担当 JESモビリティサービス株式会社 代表取締役 中央警備保障株式会社 取締役 株式会社興電社 取締役 株式会社テッククリエイト 取締役
取締役	稻生 篤彦	管理本部担当 JESモビリティサービス株式会社 取締役 日本ベンダーネット株式会社 監査役 OTS株式会社 監査役 JES総合研究所株式会社 監査役
取締役	瀧本 裕二	環境事業担当 JESティコク株式会社 代表取締役
取締役	杉戸 俊之	税理士法人大樹 代表社員
取締役	田野 好彦	AWSG PTE. LTD. 取締役 Aburiya Pte. Ltd. Director Sanpo SG Pte. Ltd. Director サンゲイト・イノベーション株式会社 監査役
取締役	伊東 史子	有限会社パーカス 代表取締役
(監査等委員・常勤)	亀山 直人	中央警備保障株式会社 監査役 葵電気工業株式会社 監査役 株式会社三進 監査役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員)	加納正二	岐阜聖徳学園大学 経済情報学部教授
取締役 (監査等委員)	南善隆	グーティア弁護士法人 代表弁護士

- (注) 1. 取締役杉戸俊之、田野好彦及び伊東史子の各氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査等委員である取締役加納正二及び南善隆の両氏は、社外取締役であります。  
 3. 取締役(監査等委員) 加納正二氏は、大学教員として培われた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、亀山直人氏を常勤の監査等委員として選定しております。  
 5. 当社は、取締役杉戸俊之、取締役田野好彦、取締役伊東史子、取締役(監査等委員) 加納正二、取締役(監査等委員) 南善隆の各氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役(業務執行取締役等であるものを除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む)、子会社の監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料は全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬とし、個々の取締役（監査等委員を除く）の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とし、任意の報酬諮問委員会の答申内容を尊重して決定することを基本方針としております。

監査等委員である取締役の報酬等は、固定報酬とし、監査等委員の職責及び経営人材の維持に資する水準を勘案して、監査等委員である取締役の協議によって決定する方針であります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、任意の報酬諮問委員会の答申内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年12月24日の定時株主総会決議により年額 200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年12月24日の定時株主総会決議により年額50,000千円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

##### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の評価報酬の額としております。現在は、代表取締役社長 松島穰がこれを行っております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門における評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を十分尊重し、決定をしなければならぬこととしております。報酬諮問委員会の構成は、社外取締役2名及び代表取締役社長1名を構成員とし、委員長は社外取締役の中から選出しております。

## 二．取締役の当期に係る報酬の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績運動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	153,300 (15,300)	153,300 (15,300)	— (—)	— (—)	9 (3)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	22,200 (7,800)	22,200 (7,800)	— (—)	— (—)	3 (2)

### （5）社外役員に関する事項

#### イ．重要な兼職先と当社との関係

- ◆ 社外取締役杉戸俊之氏は、税理士法人大樹に所属する代表社員であります。なお当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
- ◆ 社外取締役田野好彦氏は、AWSG PTE. LTD.、Aburiya Pte. Ltd.、Sanpo SG Pte. Ltd.及びサンゲイト・イノベーション株式会社において役員を務めております。なお、当社と当該各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ◆ 社外取締役伊東史子氏は、有限会社パーカスの代表取締役であります。なお、当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
- ◆ 社外取締役（監査等委員）加納正二氏は、岐阜聖徳学園大学の教授を務めております。なお当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
- ◆ 社外取締役（監査等委員）南善隆氏は、グラーティア弁護士法人に所属する代表弁護士であります。なお、当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における活動状況

氏名	地位	出席状況		期待される役割に関して行った職務の概要及び発言状況
		取締役会	監査等委員会	
杉 戸 俊 之	取 締 役	18/18回 (100%)	—	長年にわたり税理士として財務及び会計に携わっており、この方面で豊富な経験と高い専門性を有しております。当該期待役割に沿った有益な発言を行っております。
田 野 好 彦	取 締 役	18/18回 (100%)	—	長年にわたり経営コンサルタント及び企業経営者として事業計画策定支援、資金調達、会社設立・特許・M&Aなどの実践的な法務経験、海外での経営経験等幅広い知識を有しております。当該期待役割に沿った有益な発言を行っております。
伊 東 史 子	取 締 役	18/18回 (100%)	—	デザイナー、コーディネーターとしての豊富な経験と専門知識を有し、国際性に加え、企業経営者としての豊富な経験を有しております。当該期待役割に沿った有益な発言を行っております。
加 納 正 二	取 締 役 監査等委員	18/18回 (100%)	13/13回 (100%)	日本経済論を学際的に研究する大学教授としての豊富な経験と高い専門性を有しております。当該期待役割に沿った有益な発言を行っております。
南 善 隆	取 締 役 監査等委員	18/18回 (100%)	13/13回 (100%)	長年にわたり弁護士として活動し、契約取引や企業法務、コンプライアンス等において豊富な法務経験と専門知識を有するとともに、弁護士法人にて代表弁護士として経営に従事されている経験から、当該期待役割に沿った有益な助言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任中部総合監査法人

(注) 2024年12月25日開催の第27期定時株主総会において、新たに有限責任中部総合監査法人が当社の会計監査人として選任され、同日付で当社の会計監査人に就任し、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は当該株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

	有限責任中部総合監査法人	EY新日本有限責任監査法人
イ) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	32,000千円	一千円
ロ) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円	3,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ) の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠を確認し検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等適正な会計監査ができないと認められる場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることいたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システム基本方針」を決議しており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は経営理念、企業行動指針・役職員行動指針等、コンプライアンス体制に関わる規程を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

ロ. コンプライアンスを横断的に統括する組織を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。

ハ. 内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、代表取締役社長並びに取締役会等に報告するものとする。

二. 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録も含む）については、「文書管理規程」にしたがい保存・管理を行うものとし、取締役及び監査等委員が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。

ロ. 「文書管理規程」には保存対象情報の定義、保管期間等を定めるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社及び子会社のリスクを網羅、総括的管理を行う。

ロ. 新たに発生したリスクについては、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づいてリスク・コンプライアンス委員会にて対応し、取締役会に図るものとする。

ハ. 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的に実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社及び子会社の取締役・使用人の役割分担、業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
  - ロ. 「業務分掌規程」、「職務権限規程」等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は隨時見直すものとする。
  - ハ. その他業務の合理化、電子化に向けた取り組みにより、職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。
- 二. 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社及び子会社から成る企業集団の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
  - ロ. 内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査結果については、代表取締役社長及び取締役会等に報告するものとする。
  - ハ. 子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社を担当する役員又は担当部署は、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 代表取締役社長は、監査等委員会事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を配置する。
  - ロ. 補助使用人の人選は、監査等委員会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査等委員会又は常勤の監査等委員と協議の上、決定する。
  - ハ. 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査等委員会又は常勤の監査等委員と事前協議の上、実施する。

- ⑦ 監査等委員会への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議のほか全ての会議又は委員会等に出席し、報告を受けることができる。
- ロ. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会が求める重要な書類については、速やかに監査等委員会に提出する。
- ハ. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会が求める重要な事項については、速やかに監査等委員会に報告する。
- 二. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、当社又は子会社の業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- ホ. 子会社の役職員が、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を行う体制を確保する。
- ヘ. 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役及び使用人との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- ト. 取締役及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- チ. 監査等委員会は、子会社を担当する役員又は担当部署による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携等を通じて、子会社から報告を受けることができる。
- リ. 監査等委員会に報告・相談を行った取締役（監査等委員を除く）及び使用人又は子会社の役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止を規定する。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 代表取締役社長は、監査等委員の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査等委員の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 代表取締役社長は「監査等委員会規程」等に定める監査等委員会監査の重要性・有用性を十分認識し、監査等委員会監査の環境整備を行う。
  - ロ. 監査等委員会は、社長直轄の内部監査部門である内部監査室に監査の指示を行うことができる。
  - ハ. 監査等委員会は、各グループ及び管理本部に対して、隨時必要に応じ、監査への協力を指示することができる。
- 二. 監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - イ. 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
  - ロ. その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - イ. 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社役職員行動指針において、「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
  - ロ. 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システム基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針ととらえ、適宜、内容の見直し検討を行っております。また、リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎の定期開催のほか委員長が必要と認めた場合、委員から委員長へ開催の請求があった場合に随時開催し、各種リスク・コンプライアンスへの対応策の検討及び再発防止策の協議を行い、その結果は取締役会に報告しております。そのほかコンプライアンス研修を受講することで全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとるように周知徹底しております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様に利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当については、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況及び配当性向等を総合的に勘案し配当性向25%を目指してまいります。

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることを可能とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当事業年度につきましては、2025年11月14日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。当事業年度の剰余金の配当につきましては、中間配当金26円を含め、1株当たりの年間配当金を53円とさせていただきました。なお、当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っており、1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額を記載しております。

また、自己株式の処分につきましては、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>4,218,398</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,644,665</b>
現金及び預金	596,698	支払手形及び買掛金	573,149
電子記録債権	53,689	電子記録債務	40,279
受取手形、売掛金及び契約資産	1,870,429	短期借入金	300,000
棚卸資産	1,050,460	1年内償還予定の社債	58,000
その他の	647,120	1年内返済予定の長期借入金	502,155
<b>固定資産</b>	<b>9,703,285</b>	<b>未払法人税等</b>	<b>289,508</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,483,513</b>	<b>その他の</b>	<b>881,573</b>
建物及び構築物	6,587,428	<b>固定負債</b>	<b>5,600,487</b>
機械装置及び運搬具	2,317,235	長期借入金	4,869,251
工具、器具及び備品	920,009	退職給付に係る負債	89,463
土地	2,646,793	繰延税金負債	88,079
リース資産	31,902	資産除去債務	99,289
建設仮勘定	60,007	その他の	454,404
減価償却累計額	△4,079,863	<b>負債合計</b>	<b>8,245,153</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>358,797</b>	(純資産の部)	
ソフトウエア	56,782	<b>株主資本</b>	<b>5,549,822</b>
その他の	302,014	<b>資本金</b>	<b>1,005,097</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>860,974</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>916,208</b>
投資有価証券	297,455	<b>利益剰余金</b>	<b>3,629,046</b>
繰延税金資産	141,998	<b>自己株式</b>	<b>△530</b>
その他の	421,520	その他の包括利益累計額	29,240
		その他有価証券評価差額金	29,240
		<b>非支配株主持分</b>	<b>97,468</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>5,676,530</b>
<b>資産合計</b>	<b>13,921,683</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>13,921,683</b>

# 連結損益計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目							金額	
売上高	原益							11,261,332
売上総利	益							8,283,297
販売費及び一般管理費	益							2,978,035
営業利益	益							2,540,830
業外収益								437,204
受取利息			当貸収入	息料	金入	益		
受取配金			返却	金	益	他		
受取助成金			戻却					
保険金								
固定資産の解約								
その他								
業外費用	用							75,101
支払利息								
控除対象外の消費税								
その他								
常利利益	益							468,355
固定資産の有価証券	益		売却	益	益			
投資負担の損失	益		売却	益	益			
特別損失	失		発生	益	益			
減損損失	失		損除却	失	損			
固定資産の有価証券	損失		売却	損失	損失			
税金等調整前当期純利益	益							761,916
法人税、住民税及び事業税	額							
法人税等調整	額							441,937
当期純利益	益							319,978
非支配株主に帰属する当期純利益	益							17,994
親会社株主に帰属する当期純利益	益							301,983

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,000,497	911,608	3,480,403	△331	5,392,177
暫定的な会計処理の確定による影響額			△2,564		△2,564
暫定的な会計処理の確定による影響額を反映した当期首残高	1,000,497	911,608	3,477,839	△331	5,389,613
当期変動額					
新株の発行	4,600	4,600			9,200
剰余金の配当			△150,776		△150,776
親会社株主に帰属する当期純利益			301,983		301,983
自己株式の取得				△198	△198
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	4,600	4,600	151,207	△198	160,209
当期末残高	1,005,097	916,208	3,629,046	△530	5,549,822

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	非 支 配 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当期首残高	4,451	79,473	5,476,102
暫定的な会計処理の確定による影響額			△2,564
暫定的な会計処理の確定による影響額を反映した当期首残高	4,451	79,473	5,473,537
当期変動額			
新株の発行			9,200
剰余金の配当			△150,776
親会社株主に帰属する当期純利益			301,983
自己株式の取得			△198
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24,789	17,994	42,783
当期変動額合計	24,789	17,994	202,992
当期末残高	29,240	97,468	5,676,530

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 16社

連結子会社の名称

日本ベンダーネット株式会社

中央警備保障株式会社

JESテイコク株式会社

株式会社ワンズライフ

JESモビリティサービス株式会社

OTS株式会社

株式会社日新ブリッジエンジニアリング

葵電気工業株式会社

村川設備工業株式会社

株式会社興電社

株式会社テッククリエイト

株式会社エコベン

JES総合研究所株式会社

ベニクス株式会社

Jes 東海通建株式会社

株式会社三進

(連結の範囲の重要な変更)

当連結会計年度においてベニクス株式会社、Jes 東海通建株式会社及び株式会社三進の全株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

JES FL CO.

株式会社宇佐美松鶴堂

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産額、売上高、当期純利益、利益剰余金等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ただし、匿名組合への出資については、匿名組合の損益のうち当社グループに帰属する持分相当損益を「営業外損益」に計上するとともに「投資有価証券」を加減する方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

1. 商品・製品・原材料

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）なお、商品のうち販売用不動産については個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 未完工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

3. 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産除く）

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5) 収益及び費用の計上基準

### ① 収益認識基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (ア) 商品及び製品の販売

当社グループは、主に防炎合板等の製造・販売（「ファシリティ事業」）、トータリゼータシステムの製造・販売（「ファシリティ事業」）及び排水浄化製剤の製造・販売（「環境事業」）等の業務を行っております。

これらの取引については、原則として、商品及び製品を引き渡した時点において、支配が顧客に移転し履行義務が充足することから、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。なお、一部の商品及び製品の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

#### (イ) 工事請負契約

当社グループは、全熱交換器・空調給排水衛生設備の設計・施工（「ファシリティ事業」）、公共サービス設備の設計・施工（「ファシリティ事業」）、環境関連設備の施工（「環境事業」）等を行っております。

これらの取引については、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の測定は、工事原価総額に対する発生原価の割合に基づき行っております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しています。短期の請負工事においては、設備の引渡時点において顧客がその支配を獲得した一時点で、履行義務を充足することから、顧客が設備を検収した時点で収益を認識しております。また、通常、当社グループは、顧客との契約において重要な統合サービスを提供しており、約束したサービス等の全てを単一の履行義務として認識することから、取引価格の配分は生じません。

#### (ウ) 役務の提供

当社グループは、工事請負契約に付随して発生するメンテナンス、保守業務（「ファシリティ事業」、「環境事業」）、公営競技の運営委託業務（「ファシリティ事業」）、高速道路を中心とした構築物点検、交通管制業務、道路照明灯等の保守及び道路メンテナンス（「交通インフラ事業」）に関する役務提供を行っております。

これらの取引については、原則として、顧客との契約に基づいて顧客へ役務の提供が完了した時点において、主な履行義務を充足することから、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する一部の取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

また、顧客のサービス加入者に対し、サービス利用額に応じて付与する他社ポイントについては、取引価格から減額しております。

#### ② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

### 会計方針の変更に関する注記

#### 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

### 連結貸借対照表

前連結会計年度において独立掲記しておりました流動負債の「リース債務」（当連結会計年度3,880千円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました固定負債の「リース債務」（当連結会計年度8,600千円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より固定負債の「その他」に含めて表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高 2,111,786千円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

一定の期間にわたり充足される履行義務について収益を認識する方法における工事原価総額の見積り

##### ① 算出方法

工事請負契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足される工事については、その進捗度に応じて収益を認識しております。当該進捗度は工事原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算出しております。

##### ② 主要な仮定

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得ることが困難であり、材料費・外注費の数量・単価及び労務費の工数・単価等については工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断が必要となります。

##### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事は一般に長期にわたることから、顧客との合意に基づく工事契約内容の変更、工事着手後に判明した事象及び施工の遅延等により、工事原価総額の見積りが変動する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産

#### (1) 担保に供している資産（帳簿価額）

現 金 及 び 預 金	10,008千円
受取手形、売掛金及び契約資産	9,994千円
建 物 及 び 構 築 物	8,455千円
土 地	43,000千円
計	71,458千円

#### (2) 担保に係る債務（帳簿価額）

1年内返済予定の長期借入金	56,338千円
長 期 借 入 金	145,648千円
計	201,986千円

### 2. 資産から直接控除した貸倒引当金

#### (1) 流動資産

受取手形、売掛け金及び契約資産	485千円
-----------------	-------

#### (2) 固定資産

破 産 更 生 債 権 等	39,132千円
差 入 保 証 金	18,500千円

3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## 連結損益計算書に関する注記

1. 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は49,611千円であります。

2. 営業外損益として処理しております固定資産売却益につきましては、事業活動において経常的に発生する機械・車両等の更新に係るものと対象としており、特別損益として処理しております固定資産売却益につきましては、経常的に発生することのない土地・建物等の売却に係るものと対象しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 8,713,200株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	75,273千円	利益剰余金	26円	2024年9月30日	2024年12月26日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	75,503千円	利益剰余金	26円	2025年3月31日	2025年5月30日

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりましたが、上記の1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額で記載しております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	78,415千円	利益剰余金	9円	2025年9月30日	2025年12月25日

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりましたが、上記の1株当たり配当額につきましては、当該株式分割後の金額で記載しております。

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主にM&Aによる株式購入及び各事業セグメントで事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は必要に応じて銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引は、基本として行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権、受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日以降、最長で20年以内であります。

このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は該当ありません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、各事業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、経理部において取引相手毎に期日及び残高管理をするとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ② 市場リスク（金利等の変動リスク）

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債の一部について変動金利がありますが、変動金利の上昇がないかを定期的に確認しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度（2025年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	274,540	274,540	—
資産計	274,540	274,540	—
(1) 社債	58,000	57,493	△506
(2) 長期借入金	5,371,406	5,363,204	△8,201
負債計	5,429,406	5,420,698	△8,707

(注1) 現金及び預金、電子記録債権、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券」には含めておりません。また組合出資等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	20,278
組合出資等	2,636

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年9月30日）

区分	時価（千円）				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	244,827	—	—	—	244,827
債券	—	19,713	—	—	19,713
その他	—	10,000	—	—	10,000
資産計	244,827	29,713	—	—	274,540

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年9月30日）

区分	時価（千円）				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
社債	—	57,493	—	—	57,493
長期借入金	—	5,363,204	—	—	5,363,204
負債計	—	5,420,698	—	—	5,420,698

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券及びその他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないといため、レベル2の時価に分類しております。

## 社債、長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## **賃貸等不動産に関する注記**

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、主に愛知県において賃貸用オフィスビル（土地を含む）を有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
4,129,595千円	4,639,803千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

#### 2. 時価の算定方法

「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったもの）を含む。) であります。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ファシリティ事業	環境事業	交通インフラ事業	アセットマネジメント事業	計
一定時点での移転される財	4,407,658	723,304	3,613,214	120,258	8,864,435
一定の期間にわたり移転される財	786,262	584,021	741,502	—	2,111,786
顧客との契約から生じる収益	5,193,920	1,307,326	4,354,716	120,258	10,976,222
その他の収益	240	—	13,581	271,288	285,110
外部顧客への売上高	5,194,160	1,307,326	4,368,298	391,546	11,261,332

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）3 会計方針に関する事項（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,463,103
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,337,502
契約資産（期首残高）	329,836
契約資産（期末残高）	586,283
契約負債（期首残高）	22,422
契約負債（期末残高）	43,333

契約資産は、工事請負契約について期末日時点で履行義務を充足しているものの未請求の対価に対する権利に関するものであります。契約資産は対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えております。工事請負契約に対する対価は、顧客との工事請負契約に基づき請求し、受領しております。

契約負債は、主に、工事請負契約において、全ての履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度中の契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。また、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	640円33銭
1株当たり当期純利益	34円71銭

(注) 2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

## 重要な後発事象に関する注記

### 共通支配下の取引等

当社は、2025年7月18日開催の取締役会において、当社の連結子会社である村川設備工業株式会社が、当社からファシリティ事業における空調衛生サービス部が行う電気・空調衛生設備に関する事業を承継する吸収分割を行うことを決議し、2025年10月1日を効力発生日として吸収分割を実施いたしました。

## 1. 取引の概要

### (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

吸收分割会社の名称	日本エコシステム株式会社
事業の内容	電気・空調衛生設備に関する事業
吸收分割承継会社の名称	村川設備工業株式会社
事業の内容	給排水衛生設備工事及び空調設備工事に関する事業

### (2) 企業結合日

2025年10月1日

### (3) 企業結合の法的形式

当社を吸收分割会社、村川設備工業株式会社を吸收分割承継会社とする簡易吸收分割

### (4) 結合後企業の名称

J E S ファシリティーズ株式会社 (2025年10月1日付で「村川設備工業株式会社」から商号変更)

### (5) その他取引の概要に関する事項

当社グループのファシリティ事業の効率化及び成長促進を目的として、事業関連性が高いグループ会社間での組織再編を目的として、本吸收分割を行うものであります。

## 2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

## 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流动資産	2,228,043	流动負債	4,084,241
現金及び預金	136,191	買工事掛未払	136,256
売掛金	420,756	未完工事借入	177,193
完成品	505,480	短期償還予定の社債	28,313
電子記録	12,987	1年内償還予定の長期借入金	300,000
商品及び製品	346,384	1年内返済予定の長期借入金	58,000
未成工事	32,113	未払費用	367,441
原材料及び貯蔵	7,678	未払消費税	191,824
前払費用	33,172	未払消込税	110,328
短期貸付	145,000	未払法人税	13,937
未関係会社の預け金	338,411	未払法外取扱税	179,716
その他	160,222	前預り料	37,129
固定資産	89,645	関係会社の預り金	18,520
有形固定資産	11,176,292	固定負債	2,462,952
建構築物	6,197,305	長期借入金	2,626
機械及び装置	4,561,879	資産除去債務	4,906,223
車輛運搬器具	105,172	受入敷金保証の	4,589,673
工具、器具及び備	510,383	その他の	2,952
リース資産	173,881		303,073
土地	127,764		10,525
建設計定額	10,164		
減価償却累計額	1,562,823		
△914,770			
無形固定資産	8,039	負債合計	8,990,465
ソフトウエア	7,963	(純資産の部)	
その他	76	株主資本	4,384,630
投資その他の資産	4,970,947	資本剰余金	1,005,097
投関係会社	280,055	資本準備金	916,208
出資	4,401,966	利益剰余金	916,208
长期前払費用	14,773	利益準備金	2,463,855
繰延税金	40,484	その他利益剰余金	23,000
長期貸付	33,947	繰越利益剰余金	2,440,855
その他	38,000	自己株式	2,440,855
	161,719	評価・換算差額等	△530
		その他有価証券評価差額金	29,240
		純資産合計	29,240
資産合計	13,404,336	負債・純資産合計	4,413,871

# 損益計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,670,451
売 上 原 価	4,008,298
売 上 総 利 益	1,662,153
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,312,224
営 業 利 益	349,928
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,868
受 取 配 当 金	3,962
補 助 金 収 入	6,368
受 取 賃 貸 料	13,162
保 険 解 約 戻 金	11,537
そ の 他	6,669
	44,568
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	39,410
控 除 対 象 外 消 費 税 等	7,965
そ の 他	2,320
	49,696
経 常 利 益	344,800
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	209,081
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,386
	211,468
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,372
	1,372
税 引 前 当 期 純 利 益	554,896
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	222,426
法 人 税 等 調 整 額	△9,264
当 期 純 利 益	213,161
	341,735

## 株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,497	911,608	23,000	2,249,896	2,272,896	△331	4,184,670
当期変動額							
新株の発行	4,600	4,600					9,200
剰余金の配当				△150,776	△150,776		△150,776
当期純利益				341,735	341,735		341,735
自己株式の取得						△198	△198
株主資本以外の当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	4,600	4,600	—	190,958	190,958	△198	199,960
当期末残高	1,005,097	916,208	23,000	2,440,855	2,463,855	△530	4,384,630

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,451	4,451	4,189,121
当期変動額			
新株の発行			9,200
剰余金の配当			△150,776
当期純利益			341,735
自己株式の取得			△198
株主資本以外の当期変動額(純額)	24,789	24,789	24,789
当期変動額合計	24,789	24,789	224,749
当期末残高	29,240	29,240	4,413,871

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ただし、匿名組合への出資については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を「営業外損益」に計上するとともに「投資有価証券」を加減する方法によっております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料

総平均法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。) なお、商品のうち販売用不動産については個別法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

未成工事支出金

個別法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

貯蔵品

最終仕入原価法

## 2. 固定資産の減価償却方法

### (1) 有形固定資産（リース資産除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

### (2) 無形固定資産（リース資産除く）

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (4) 長期前払費用

均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年です。

## 3. 引当金の計上方法

### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### ① 商品及び製品の販売

当社は、建設資材の販売（「ファシリティ事業」）及び排水浄化製剤の製造・販売（「環境事業」）等の業務を行っております。

これらの取引については、原則として、商品及び製品を引き渡した時点において、支配が顧客に移転し履行義務が充足することから、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。なお、一部の商品及び製品の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

## ② 工事請負契約

当社は、空調給排水衛生設備の設計・施工（「ファシリティ事業」）、環境関連設備の施工（「環境事業」）等を行っております。

これらの取引については、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の測定は、工事原価総額に対する発生原価の割合に基づいております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しています。短期の請負工事においては、設備の引渡時点において顧客がその支配を獲得した一時点で、履行義務を充足することから、顧客が設備を検収した時点で収益を認識しております。また、通常、当社は、顧客との契約において重要な統合サービスを提供しており、約束したサービス等の全てを単一の履行義務として認識することから、取引価格の配分は生じません。

## ③ 役務の提供

当社は、工事請負契約に付随して発生するメンテナンス、保守業務（「ファシリティ事業」、「環境事業」）、高速道路を中心とした構築物点検、交通管制業務、道路照明灯等の保守及び道路メンテナンス（「交通インフラ事業」）に関わる役務提供を行っております。

これらの取引については、原則として、顧客との契約に基づいて顧客へ役務の提供が完了した時点において、主な履行義務を充足することから、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

## 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

## 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

### 貸借対照表

前事業年度において独立掲記しておりました流動負債の「リース債務」(当事業年度2,236千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました固定負債の「リース債務」(当事業年度6,245千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より固定負債の「その他」に含めて表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完工工事高	1,030,709千円
-------	-------------

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資する情報

一定の期間にわたり充足される履行義務について収益を認識する方法における工事原価  
総額の見積り

連結計算書類 連結注記表(会計上の見積りに関する注記)の内容と同一であります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産

担保に供している資産（帳簿価額）

現 金 及 び 預 金	10,008千円
計	10,008千円

### 2. 資産から直接控除した引当金

固定資産

破 産 更 生 債 権 等	37千円
---------------	------

### 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の額は、次のとおりであります。

金 銭 債 権	310,281千円
金 銭 債 務	24,809千円

### 4. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	434,536千円
売 上 原 価	179,685千円
販売費及び一般管理費	44,078千円
営業取引以外の取引高	29,462千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	363株
------	------

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是未払事業税、減損損失及び未払賞与等であります。

繰延税金負債の発生の主な原因是その他有価証券評価差額金等であります。

なお、当事業年度末における繰延税金資産の評価性引当額は11,180千円となります。

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年10月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.07%から、2026年10月1日以後に開始する事業年度より、30.96%となります。

なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、車両等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	葵電気工業(株)	愛知県 名古屋市	48,960	ファシリティ 事業	所有 直接100	役員の兼任 資金の貸借	資金の借入 (注) 1 利息の支払	335,955 3,416	関係会社 預り金	340,367 —
子会社	村川設備工業 (株)	愛知県 一宮市	20,000	ファシリティ 事業	所有 直接100	資金の貸借	家賃の受取	7,232	—	—
							資金の借入 (注) 1 利息の支払	477,473 3,031	関係会社 預り金	530,022 —
子会社	ベニクス(株)	愛知県 名古屋市	20,000	ファシリティ 事業	所有 直接100	資金の貸借	資金の借入 (注) 1 利息の支払	173,937 484	関係会社 預り金	143,055 —
子会社	(株)三進	岐阜県 大垣市	30,000	交通イン フラ事業	所有 直接100	役員の兼任 資金の貸借	資金の借入 (注) 1 利息の支払	759,973 1,552	関係会社 預り金	775,043 —
子会社	(株)宇佐美松鶴 堂	京都府 京都市	10,000	アセットマ ネジメント 事業	所有 直接100	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	145,000 555	貸付金	145,000 —

(注) 1. 資金の借入についてはCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による取引であり、取引金額は、期中の平均残高を記載しております。

2. 資金の借入については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社 の役員	宇佐美 直八	京都府 京都市	—	—	—	—	不動産の購入 (注)	208,915	—	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2025年2月28日に締結した不動産売買契約に基づき、土地・建物を208,915千円で購入いたしました。  
土地・建物の購入価額については、市場価格を勘案して決定しております。

### 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）3 会計方針に関する事項（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 506円59銭

1 株当たり当期純利益 39円28銭

(注) 2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

### 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年7月18日開催の取締役会において、当社の連結子会社である村川設備工業株式会社が、当社ファシリティ事業における空調衛生サービス部が行う電気・空調衛生設備に関する事業を承継する吸収分割を行うことを決議し、2025年10月1日を効力発生日として吸収分割を実施いたしました。

なお、詳細は、「連結計算書類 連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

# 連結会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

日本エコシステム株式会社

取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人

愛知県名古屋市

指定有限責任社員 公認会計士 堀 江 将 仁  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 淳  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本エコシステム株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エコシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

日本エコシステム株式会社  
取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人  
愛知県名古屋市  
指定有限責任社員 公認会計士 堀 将 仁  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 淳  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エコシステム株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討することある。また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月25日

日本エコシステム株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 亀山直人印

監査等委員 加納正二印

監査等委員 南善隆印

(注) 監査等委員加納正二及び南善隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

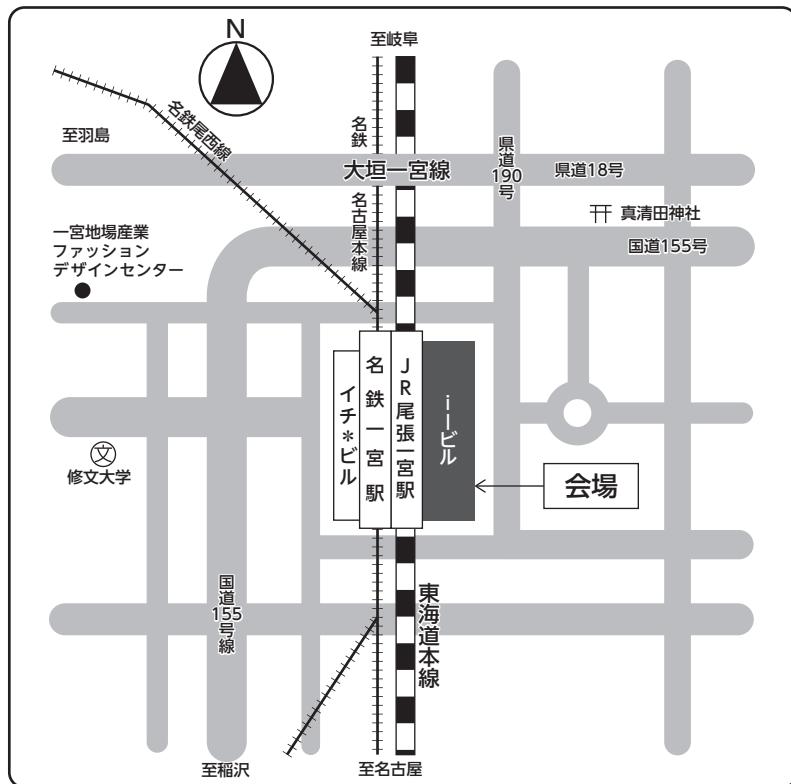
以 上

## 株主総会会場ご案内図

**会 場** 愛知県一宮市栄三丁目1番2号  
尾張一宮駅前ビル (i-ビル) 2階大会議室

**交通機関** JR東海道本線「尾張一宮駅」又は  
名鉄名古屋本線「名鉄一宮駅」から東へ徒歩1分

\* 当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用  
くださいますようお願い申しあげます。



\* 株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。  
何卒ご理解のほどよろしくお願ひ申しあげます。

ご来場に当たりサポートが必要な方は事前にお電話でご連絡ください。  
日本エコシステム株式会社  
電話：0586-25-5788（代表）  
(土日祝日を除く8:30～17:30)



**UD FONT**  
見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。